

「人殺出入」の裁判記録

——江戸幕府評定所における刑事事件の審理——

大平 祐 一*

目次

- 一 「人殺出入」の裁判記録解説
- 二 「人殺出入」の裁判記録

一 「人殺出入」の裁判記録解説

一 本稿で紹介する「人殺出入」の裁判記録は、京都府立京都学・歴史館（旧京都府立総合資料館）所蔵谷口家資料のなかの一史料である『於評定所詮議者留書』¹に収録されているものである。谷口家資料は、丹後田辺藩（牧野家）郡奉行役所の資料と同藩土原家旧蔵の資料からなる。『於評定所詮議者留書』は、表紙に「郡奉行役所」の張紙があるので、田辺藩郡奉行役所で保管されていた書物であると思われる。評定所で詮議された八件の事件が収録されており、評定所留役の手になるものと思われる。

* おおひら・ゆういち 立命館大学名誉教授

八件のうち七件が正徳三年(一七二三)のものであり、年不詳の残り一件が寺社奉行牧野因幡守英成が担当奉行としてかわつた事案である。『於評定所詮議者留書』は、おそらく寺社奉行牧野英成が今後の執務の参考のため、評定所留役に作成を依頼したものであろう。⁽²⁾

二 『於評定所詮議者留書』の目次を掲げると、次の如くである。

- 〔一〕下総国鴻野山村南蔵院と同国皆葉村無量院、入仏開眼之儀ニ付詮議一卷
- 〔二〕浪人竹光権之進と出家源秀申合、武州今市村宗光寺後住之儀ニ付不屈有之詮議一卷
- 〔三〕但馬国熊谷村長兵衛外三人と同国香住村源蔵外大勢、人殺之儀ニ付詮議一卷
- 〔四〕上杉民部少輔足輕川知惣兵衛外老人と窪田長五郎元御代官所羽州村々百姓共、青苜盗取候詮議一卷
- 〔五〕下野国蕪川村善八外式人と同国古江村太郎左衛門外式人、材木紛失并智養子詮議一卷
- 〔六〕大和国立野村龍田明神本宮之神人安村喜右衛門、大和川支配願吟味一卷
- 〔七〕丹羽左京大夫家来と下嶋甚右衛門御代官所奥州鞍岡村百姓共、口論之儀ニ付詮議一卷
- 〔八〕房州二子村庄兵衛と同国中居村藤右衛門、覺之丞、解死人願之儀ニ付詮議一卷

右八件の事件の内容は必ずしも一様ではなく、(1)(2)は寺院の権限・人事をめぐる紛争に関するもの、(3)(8)は殺人事件に関するもの、(4)(5)は窃盗事件に関するもの、(6)は大和川魚梁船支配の訴願に関するもの、(7)は傷害事件に関するものである。こうした多様な事件の審理に関する記録を一書にまとめたものが『於評定所詮議者留書』であった。「詮議者」とは、別稿で指摘したように、⁽³⁾「詮議物」、「詮議事」と同じものと見てよいであろう。小林宏氏によれば、「詮議事」とは、「評定所の管轄する重要な案件の審理」のことであった。⁽⁴⁾ 氏のこの見解に依拠するならば、(1)〜(8)は、その内容は異なるが、いずれも「評定所の管轄する重

要な案件の審理」の記録ということになる。

三 ここで注目すべきは、(3)(5)(8)の事件である。「於評定所詮議者留書」には、目次が上記の如く付されているが、本文中には、それと若干異なる表題がそれぞれの事件について記されている。いま、(3)(5)(8)の事例について本文中の表題を掲げると、次の如くである。

「⁽³⁾一但馬国熊谷村長兵衛外三人、相手同国香住村源藏外大勢、人殺出入

一⁽⁵⁾下野国蕪川村善八外式人同国富士村津右衛門外三人、相手同国古江村太郎左衛門外式人、材木紛失并太郎左衛門智養子住

所之儀出入

一⁽⁸⁾房州二子村庄兵衛、相手同國中居村藤右衛門、覺之丞、解死人出入」

右本文中の表題から知られるように、上記三件はいずれも他者を相手とって訴え出た「出入」であり、記録の末尾には、いずれも、「目安返答書継合わせ、裏判消し」の手統がとられたことが記されている。これらの事件が、「目安」(訴状)でもって手を訴え出る「目安懸り」の手統で提訴され、「出入筋」で取扱われた事件であることが分かる。(3)と(8)は殺人事件、(5)は窃盗事件である。これに対し、(4)の窃盗事件、(7)の傷害事件は、「目安懸り」の手統で提訴した形跡がない。「出入筋」で扱われていないことが分かる。これらの事件は、現代ではいづれも刑事事件であるが、一方は「出入筋」の手統で取扱われ、他方は「出入筋」の手統では取扱われていないのである。

四 江戸時代の裁判手統には「吟味筋」と「出入筋」があった。平松義郎氏によれば、「吟味筋」は「刑事裁判手統」であり、「出入筋」は「民事刑事両訴訟手統の合体したものであった。⁽⁵⁾氏によれば、「出入筋」が、私人間の紛争解決に関する手統であったの⁽⁶⁾に対し、「吟味筋は、主殺、親殺、単純な殺人、盗賊、火付、人勾引、申掛、博奕、巧事、強姦、隠売女のごとき犯罪

「人殺出入」の裁判記録(大平)

を裁判して刑罰権を実現する手続であり、とくに重い刑罰を科すべき犯罪は、吟味筋の主たる対象であった⁽⁷⁾。

この説明によれば、殺人事件は、「吟味筋」で取扱われる事件であった。しかるに、上記(3)、(8)の事件はいずれも殺人事件であるが、どちらも「出入筋」で扱われている。このことはどう理解すべきであろうか。殺人事件を「吟味筋」で扱う場合と「出入筋」で扱う場合とは、何が異なるのであろうか。この問題は、そもそも「吟味筋」とは何か、「出入筋」とは何かという根本的な問題にかかわってきそような問題である。本稿で紹介する史料は、この問題を考えるうえで有益な一つの材料となろう。

五 本稿では、『於評定所詮議者留書』の目次に掲げられた八つの事件のうちの第三番目の事件、すなわち、他領者殺害事件をめぐる争いである「人殺出入」の裁判記録を紹介する。この裁判記録については、すでに前稿⁽⁹⁾でその内容を紹介したが、紙幅の都合で、原文を引用しながら紹介することができなかった。そこで、ここに原文を翻刻紹介し、前稿の史料的根拠を明示することにした。

ここで紹介する史料は、正徳元年(一七一二)、豊岡藩の治右衛門が出石藩の鉄山で殺害されたため、治右衛門の悴たちが鉄山の者を相手どって江戸の寺社奉行所へ訴え出た事件の裁判記録である⁽¹⁰⁾。史料の全体像を理解しやすくするため、史料に適宜、〔一〕、〔二〕、〔三〕、……と番号を付した。以下、それに従って若干の説明を行う。

〔一〕は、訴訟人の訴えの部分である。訴訟人側は、「治右衛門が商用のため銀子を持参して出かけ、鉄山の者に殺された。治右衛門は盗人であったので打ち殺した」という鉄山の者の主張は何の根拠もない⁽¹⁾、と訴えている。

〔二〕は、相手方の返答の部分である。相手方は、「鉄山の者が治右衛門の銀子を奪い殺害した」という訴訟人側の主張は偽りである。治右衛門は夜中に鉄山の者に誰何され逃げたので、鉄山の者たちは盗人と見て捕え打ち殺した。治右衛門は盗んだ鉄を所持していた。銀子は所持していなかった⁽²⁾、と返答している。

〔三〕の末尾に、「右之通、双方申之、殺候相手茂不相知候ニ付、評定所江召出、再篇遂吟味候趣、左ニ申上候⁽³⁾、とある。双方の主張が対立し、誰が殺したのかも分からないため、双方を評定所へ召出し、再度吟味を遂げたのである。その結果をまとめたも

のが〔三〕の供述調書（「申口」）であった。

〔三〕の部分は、この「人殺出入」に関する裁判記録のなかで最も大きな割合を占めている。供述調書には、双方を評定所へ召出して吟味を遂げたその様子、すなわち、奉行側の尋問とそれに対する答弁の様子が、一問一答に近い形で記録されており、大変興味深い。各人の供述調書を読むと、奉行側がどこに力点を置いて尋問していたのか、どこで尋問に行き詰まったのか、被ら問者（相手方）の答弁には事実と反する点があるのではないか、被ら問者たちの答弁に矛盾する点があるのではないかと等々、さまざまなことが分かってくる。この供述調書には、尋問とそれに対する答弁のみならず、被ら問者の答弁に対する奉行の評価も書かれていて、奉行がどのように心証を形成していったのかも分かり、大変興味深い。評定所での刑事事件の吟味の実際の姿を理解するうえで極めて有益な材料である。

〔四〕は、各人の供述調書とその評価を踏まえた奉行の判断を、老中への伺いという形で表わしたものである。双方を評定所へ召出して再度吟味したにもかかわらず、結局、奉行は事件の真相を説明することができなかった。真実を語り得る人物も死亡してしまった。そのため奉行は、「吟味の手掛りがありません」という伺いを老中にすることになる。奉行として判決（案）を作成して伺うべきところ、それを欠いた伺いをしたのである。奉行の伺いは、「判決なき伺い」といつても言い過ぎではない。

〔五〕は、奉行の伺いに対する老中の指令（下知）である。治右衛門を縛殺した八兵衛は、存命ならば解死人とすべきところ、牢死したので死骸取捨、八兵衛に手荒な捕縛を指示した平八は遠島、裁判の公正さをゆがめその權威を傷つけた源蔵は追放と、それぞれに対する刑を指示している。奉行が事件の真相を説明できず、そのため判決案を欠いた伺いを行ったのに対し、老中は幕府最重職者として断固とした判断を行い、刑を指示していることが注目される。訴訟人側に対する老中の指令は、被害者治右衛門の殺害にかかわった者に然るべき刑を申渡したので、「その旨を存じ、在所に帰るべきである」というものであった。公権力による犯人処罰が、被害者側（親族）の遺恨や鬱憤を晴らすという意味合いを持っていたことをうかがわせる一文である。判決が個人やグループに分けられて申渡されていたことは興味深い。

〔六〕は、終結文言ともいふべきものであり、刑の執行、証文(請証文)、裏判消し、一件記録の管理者等についての記述である。請証文の提出が一人だけに申渡されていた点は注目される。

六 以上が、本稿で紹介する「人殺出入」に関する裁判記録の概要である。土地をめぐる争い、金銭貸借をめぐる争いなど典型的な民事事件を「出入筋」で取扱った場合と、本件のような「人殺」という典型的な刑事事件を「出入筋」で取扱った場合とは、その手続がどのように異なるのか大いに注目される。本史料からは、差し当り、判決や請証文のあり方に相異が見られることが判明した。

本件では、上記のように、双方の主張が対立し、事件の真相がよく分からなかったため、双方を評定所へ召出して「再篇吟味」を遂げている。本史料に収録された裁判記録は、この「再篇吟味」を遂げたあとの記録が中心をなしている。それ以前の記録を見つけることができれば、「人殺出入」の全過程が明らかになり、刑事事件を「出入筋」で扱う場合の手続が、刑事事件を「吟味筋」で扱う場合の手続とどのように異なるのか、あるいは、民事事件を「出入筋」で扱う場合の手続とどのように異なるのか——あるいは異なるのか——が、より一層明確になってくるように思われる。そのためには、より豊富な事例を探し当てる必要があるであろう。

とりわけ、現地での取扱いに関する記録が併せて発見されるならば、事件の取扱いの一連の流れが分かり、他領他支配関連刑事事件を「出入筋」で扱う場合の全体像が明らかになる。この点で注目されるのは、出石藩で行われた吟味の記録、検使報告書を含めた役人の各種報告書の扱いである。一般に、大名が老中に奉行所吟味願を提出した場合、老中は、奉行所吟味願の「書面および一件記録」を、審理に当るべき奉行に下げ渡す⁽¹⁾。奉行所吟味願が奉行所で受理されることになったとき、現地の藩で作成されたこの「一件記録」は、幕府奉行所での審理にさいし利用されることになったのではあるまいか。

それでは、私人が「目安懸り」の手続で出訴し、事件が「出入筋」で扱われることになった場合はどうであろうか。現地の藩で作成された検使・吟味等の一件記録を幕府奉行所は取り寄せて利用することはしなかったであろうか。「出入筋」では証拠

は当事者が提出するが、これらの一件記録はどのように扱われたのであろうか。大変興味のあるところであるが、今後の課題である。

七 本件の裁判記録につき、前稿では、寺社奉行担当の評定公事に関するものと理解した。その根拠は、関八州外の私領の者が関八州外の他私領の者を相手どった「目安懸り」の訴えであったからである。この点については、中田薫「文化六年新市出入」に、「関八州外の私領人民より他領他支配人民を相手取る訴訟は、江戸寺社奉行月番がこれを受理し、三奉行が合議の上、評定所に於て裁許を下す所の寺社奉行掛評定公事である」とある。⁽¹³⁾この新市出入は、信州上田領の者が松代領の者を相手どって新市の停廃を請求した出入であり、寺社奉行が担当奉行となり、評定所において、寺社、町、勘定の三奉行が列座のもと、裁許申渡しがなされている。評定公事であることは明白である。平松義郎氏も、「目安懸り」の場合、受訴奉行は、関八州外私領よりの出訴は寺社奉行、関八州内私領からの出訴は勘定奉行であるが、事件の審理、判決は評定所でなされるのであり、評定所一座の合議裁判となるのである」と述べている。⁽¹⁴⁾『評定所留役勘定勤方』四二にも、「一評定所公事ハ、御代官より私領を相手取、又者私領より御代官所を相手取、私領より私領を相手取候訴状を、御月番奉行衆御宅江差出、地頭添簡有之候得者、留役相糺、本目安差出候上、御初判二成、三奉行裏判二而何月幾日評定所江返答書差出、双方罷出対決可致旨之裏書御渡二成候」とある。⁽¹⁵⁾その後、改めてこの裁判記録を読みなおしてみたいところ、前稿で指摘したように、「評定所江召出、再篇遂吟味候」という記述から、本件が評定所で吟味されたことは間違いないが、評定所一座が関与したことを示す記述が見当たらないことに気づいた。この裁判記録が完全なものではなく、脱落した部分があるのかも知れないとも考えられるが、『評定所詮議者留書』の第五番目の事例は、上述のように、窃盗事件に関するものであり、「目安懸り」の手続で提訴され「出入筋」で扱われた事例であるが、そこでは、評定所一座連名の老中宛何書が収録されている。「人殺出入」の裁判記録にはそれが見られず、老中宛の何書だけが記されている。何い主は記されていない。前稿では、この何書を、評定所一座の構成員である担当奉行が伺ったものと解したが、評定所一座の文字が見られず、三奉行の名も見られないところからすると、これは寺社奉行の内寄合公事であったのだろうか。⁽¹⁶⁾

今後の検討課題としたい。⁽¹⁷⁾

註

- (1) 本史料の利用については、京都府立京都学・歴史館歴史資料課の辻真澄氏、山本琢氏のお世話になった。ここに記して謝意を表す。
- (2) この点については、大平祐一『人殺出入』(二)——江戸幕府評定所における刑事事件の審理とその特徴——」立命館法学 第三六五号、二〇一六年、四頁参照。
- (3) 大平・註(2)引用論文五頁。
- (4) 小林宏『日本における立法と法解釈の史的研究』近世 汲古書院、平成二二年、一〇五頁。
- (5) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』創文社、昭和三五年、四〇九頁、四一四頁。
- (6) 平松・註(5)引用書四〇七頁。
- (7) 平松・註(5)引用書四〇九頁。
- (8) この問題については、大平祐一「江戸幕府の刑事裁判と『手続の選択』——『吟味筋』かそれとも『出入筋』か——」(水林彪・青木人志・松園潤一郎編『法と国制の比較史——東アジア・西欧・日本』日本評論社、二〇一七年二月刊行予定)において一定の見通しを示した。
- (9) 大平・註(2)引用論文および、大平『人殺出入』(二・完)——江戸幕府評定所における刑事事件の審理とその特徴——」立命館法学 第三六六号、二〇一六年。
- (10) 判決申渡は正徳三年(一七二三)閏五月である。
- (11) 平松・註(5)引用書一一八、一一九頁。
- (12) 奉行所吟味願が受理されないこともあったことについては、大平・註(8)引用論文参照。
- (13) 中田薫『法制史論集』第三卷下、岩波書店、昭和四六年、八七九頁。
- (14) 平松・註(5)引用書一一四頁。
- (15) 神宮文庫所蔵。なお、神保文夫『近世法曹法発達史の研究』平成一六年度(平成一八年度科学研究費補助金研究成果報告書九六頁所収「公事方雑書」をも参照。

(16) 石井良助『日本法制史概説』創文社、昭和四六年、四七四、四七五頁に、「寺社奉行一支配の公事であつて、相手方が江戸在住の者でない公事は、月番寺社奉行で受訴し、その内寄合で吟味し、且つ裁許する寺社奉行内寄合公事である」とある。『寺社奉行吟味物取扱』二（東京大学附属総合図書館所蔵）の「公事」の項にも、

「一寺社奉行遠国支配同士

寺社奉行連印裏書ヲ以内寄合江呼出吟味、内寄合ニ而裁許」

とあるのを参照。

(17) 『祠部職掌類聚』（篠山市教育委員会所蔵）中の「評定所公事伺之上裁許之部」に収録されている公事出入に関する老中への伺書（伺書）は、すべて評定所一座の名で作成されている。

二 「人殺出入」の裁判記録

一 但馬国熊谷村長兵衛外三人、相手同国

香住村源蔵外大勢人殺出入

訴訟人

同親類

加兵衛

同所大庄屋

与市

〔一〕訴訟人の訴え

京極甲斐守領分

但馬国二方郡熊谷村

治右衛門倅

長兵衛

同

吉兵衛

右訴出候者、熊谷村治右衛門儀、仙石越前守領分但馬国美含郡久斗山村鉄山師源蔵弟平八与申者方江、前銀渡、鉄を求置候二付、為請取罷越候由宿ニ而申置、其外大豆小豆等為求候銀子壹貫六百目并商売帳、手形等持參、去卯二月十一日罷出候処、同夜鉄山ニ而平八郎并手代共、治右衛門を

「人殺出入」の裁判記録（大平）

九

打殺候由、親類徳左衛門与申者、翌十二日之朝告来候付、

相手 平 八

早速鉄山江罷越、様子相尋候処、庄屋孫左衛門并鉄山手代

同人 手代 共

共罷出、盗人二候故打殺候由申之候付、死骸致吟味候処、

衣類其外剥取、はたか二仕、こも二包埋置候、治右衛門義

久斗山村庄屋 孫左衛門

盗等仕者二無之、其上何之證拠茂無之候、縦盗仕候共、庄

屋孫左衛門義者常々能存候者二有之候間、一応之届茂可有

下ヶ紙 已五月廿八日病死

之処、隠候而埋置候段、難心得候、依之、死骸預置、出石

越前守役人迄訴状差出、三十日余相話僉議之儀相願候得共、

対決吟味茂無之、鉄山之者返答書、豊岡殺人迄差越候間、

可罷帰旨出石役人申渡候付、無是非罷帰候、其後茂相待候

得共、何之僉議も無之付、御当地江罷出、何分二茂僉議之

儀相願旨致出訴候、

〔二〕相手方の返答

仙石越前守領分

但馬国美含郡香住村

久斗山鉄山師

源 藏

同人弟

右之者共相答候者、治右衛門与申者、久斗山鉄山二而平八

方江鉄前銀渡置、右鉄為請取罷越候由、宿二申置、其外買

物銀子帳面等持參、在所を罷出候処、同夜鉄山二而平八并

手代共、銀子其外剥取打殺申候段申上候者、偽二御座候、

治右衛門相果候次第、二月十一日之夜半過、於鉄山紛者有

之候二付、夜番之者見付、何者と答候処、不及返答逃行候

二付、盗人与声掛候へハ、山内之者聞付、大勢罷出、小屋

はつれ二而追付、打臥見申候へハ、盗取候鉄壹貫七百目余

所持仕候、其節平八并手代与兵衛、久斗山村庄屋孫左衛門

茂都合居申候付、搦捕候様差込仕候内、大勢二而打殺申候、

源藏儀者出石二罷在候二付、翌十二日之朝、早速以飛脚右

之次第申遣候、出石迄ハ道程拾三里余御座候付、源藏指図

承候迄ハ手間取り、第一盗人二無紛候間、久斗山村番太郎

八兵衛呼寄、埋置候様に申付候、前々々ケ様之類者、衣類

等番太郎剥取埋申候間、今度茂其通、番太郎衣類等取、こ

も二包埋申候、全銀子等者無御座、追剥仕候訳二而者無之

候、熊谷村之者とも出石江罷越、数日相詰願候得共、僉議

茂無之様申候得共、左様二者無之、訴状取上ケ源蔵兄弟、

手代以下其外召出、段々吟味有之候処、久斗山之者共偽無

之段分明二付、豊岡役人方江添状出し、返答書調、四月十

日豊岡江罷越、差出候、同廿四日迄相詰、双方僉議願候得

共、二方郡之者共、手前不受吟味候由二而、出石役人方江

返書遣し、可罷帰由申渡候旨答之候、

右之通、双方申之、殺候相手茂不相知候二付、評定所江召出、

再篇遂吟味候之趣、左二申上候、

〔三〕供述調書

久斗山村鉄山師源蔵弟

辰二月入牢

平 八

病氣二付、只今宿預ケ

辰歳廿一

病氣快氣二付、再牢

再篇吟味之上

申 口

右申候者、二月十一日之夜半、夜番八兵衛座小屋辺二人イ

ミ候故、咎候得共、挨拶茂無之候付、盗人之由声掛ケ候得

ハ、大勢出会、八兵衛治右衛門を打倒、半死半生之鉢二仕

捕来候由、為知候二付、出会、盗人二而候ハ、相果候而

茂不苦候間、強縛置候様ニ与申付候故、八兵衛治左衛門を、

首より直二小手江繩を引廻、階子之子四ツ目あたり江、足

之爪先あかり候程、強クく、り上ケ、盜候鉄を首江懸置候

故、追付相果申候、其節致吟味候得共、銀子等者無御座、

前巾着に錢五文、反故沓枚なくて無御座候由申候間、鉄盜

候与申慥成證抛有之候哉与、数篇遂吟味候処、兄源蔵鉄山

請合候以後、新道付ケ候得とも、鉄山江用事有之者之外、

不罷通道二候処、夜更イイミ罷在候得者、盗人欵又盜ミ鉄買

二紛無之旨申之候、然共、美含江茂罷通候新道二而、番所

等茂無之候得者、夜中二而茂通り申間敷道二而無之候、然

者、決而盗人与者難極候、鉄懐中之儀者、治右衛門相果候

ハハ、手前二有合之鉄を以、如何様ニ拵候茂不相知事二候、

證抛茂無之義盗人与者難極旨、再篇相尋候得ハ共、何之證

抛も無御座候、銀子等致所持候儀も致吟味候得共、曾而銀子無御座由申候、且又、盗人二而有之候共、相果候ハ、早速領主役人江も相届、可受差凶処、無其儀、番太郎八兵衛二申付、衣類等迄剥取候を隱候而埋置候段、不届之至候旨申聞候処、此儀誤候段申候、且亦其節之夜番与右衛門与申者之由、最前申候二付、為僉議与右衛門召出候付、差紙兄源藏江相渡候処、与右衛門儀者、去年九月致病死候由申候付、遂吟味候処、与右衛門存命ニ罷在候二付、今度召出僉議之上、与右衛門申旨を以相尋候処、勿論、其夜番人二而茂無之候得共、於出石茂与右衛門番人之由申候二付、最前其通申候得共、八兵衛夜番二而、盗人与声掛ケ候に紛無御座候、与右衛門致病死候由申段ハ、召出僉議之節有鉢二申候而ハ、私難儀二も可罷成与偽り申、誤入之段申之候、

久斗山村鉄山師源藏手代

辰六月入牢

八 兵 衛

同八月晦日牢死

辰歳廿九

再篇吟味之上

申 口

右申候者、去卯二月十一日之夜番、私相勤候処、夜半過、座小屋辺二人儀故、盗人之由声を掛候へハ、逃行候間、追欠後より棒二而難倒候へハ、山子共大勢出会、棒二而半死半生之鉢二仕捕来、平八江右之段申聞候へハ、盗人二而候ハ、相果候而も不苦候間、強ク縛置候様ニと申付候故、首分直ニ小手江繩を懸ケ、引廻し、階子之子四ツ目江足之爪先上り候程ニ縛付置候故、相果申候、私縛殺候段紛無之候、金銀所持仕候を存、申合縛殺候二而者毛頭無之、尤、銀子等曾而所持不仕候由申二付、鉄盗人与申証抛も有之候哉、鉄致懷中候由申候へ共、鉄之儀ハ、手前有合之物ニ候へハ、證抛も無之儀者、盜鉄与ハ難極候段、数篇遂吟味候処、盜取候与申証抛者無御座候得共、夜中小屋辺ニイ鉄を茂致懷中候得者、盗人歟、亦者人足とも盜取候鉄買候者、忍来候儀前々茂有之候間、大方ハ盜鉄買二而可有之与存候由申候、然共、鉄山師源藏、新道を開キ、美含辺江罷通候所二而、番所等茂無之候間、夜中にも通り申聞敷道とも不被申候得ハ、決而盗人与者難極候段申聞候処、盗人与申証抛茂無御座候処、理不尽ニ縛殺、其上出石役人江茂相届差図を請不申、死骸隠し候而埋置候段、誤入候由申候、且

亦、其夜番人与右衛門与申者、治右衛門左平罷在候を見出し、

再篇吟味之上

声を掛候候段、最前申二付、与右衛門招呼候差紙源藏へ相

申 口

渡候処、与右衛門儀致病死候由、一同二申候得共、僉議之

上与右衛門存命二付、今度召出、遂僉議候へハ、其夜番人

二而者無之旨申二付、与右衛門申口之趣を以相尋候処、勿

論、其夜与右衛門番人にてハ無之候得共、偽申段者、平八、

源藏、与右衛門義夜番二而治右衛門を見付、盗人之由声掛

候へ者、大勢出会、打殺候由、出石二而申候様にと申含候、

并与右衛門相果候よし申、段々賤者之事情間、召出僉儀之

節、有躰二申候ハ、私共難儀可仕と存、源藏、平八并手

代共申合、偽候段誤入之由申之候、

一治右衛門を盗人与声を懸候義、銀子可奪取ため、盗人之由

申殺候哉、其外子細茂有之候哉、是亦数篇相尋候得共、右

之通無相違旨申之候、其内致牢死候故、右之通之申口迄二

御座候、

久斗山村庄屋

辰五月入牢

孫左衛門

下札 已五月廿八日病死辰歳六十六

右申候者、去卯二月十一日、鉄山江相越、泊り罷在候処、

夜半頃、夜番人与右衛門盗人与声立候二付、大勢罷出、手

代八兵衛、治右衛門を追欠打倒、台所江捕来候付、平八并

手代与兵衛其外出会、平八申付候者、強ク縛、足をも縊首

江結付候様二与申付候間、八兵衛其通り階子江縛付、息つ

き申儀難成、相果可申躰二相見江候間、私申候者、同領

分之者二而茂、又者他領之者二而も、殺候而者已後出入二

可罷成候間、私江預ケ候様二と申候得者、盗人二而候処、

預り候与申儀可有之哉と申、手代共私をとらへ候而なけ申

候二付、闕江頭打付、絶入仕候程之躰二御座候故、夫より

私義者、外之小屋江参臥罷在候故、其以後之様子不在候由

申二付、治右衛門義、銀子致所持候付、平八并手代共馴合

縛殺、銀子奪取候二而者無之候哉与、遂僉議候処、毛頭申

合殺候にてハ無之候、尤、治右衛門銀子等所持仕候段も不

存候由申二付、治右衛門盗人与申證拠も有之哉と、数篇相

尋候処、盗人又ハ盜鉄買与申證拠無御座候へハ、盗人と

ハ難申旨申之候、且又、夜番人与右衛門儀相尋候処、去卯

九月相果、小原村遍照寺与申寺二葬候段、紛無之旨申之候
 処、与右衛門義存命二而罷有、今度召出候、右偽申段、如
 何様之儀二而隱偽候哉与相尋候処、此儀、源藏始手代共迄
 右之通申聞候二付、相果候儀与存候、与右衛門葬候寺之儀
 茂、手代共申候を承候付、其通申候得共、源藏并手代共如
 何様之存寄二而隱シ申候哉、私義者何茂申儀を誠与存、其
 段申候由申之、扱又、右一まき之儀、最初分鉄山二居合様
 子をも存、其上治右衛門義者、兼而存候者二候へハ、弥以
 地頭役人江茂訴、受差図候様二可致処、庄屋をも乍仕、鉄
 山之者共任申旨、内證二而死骸埋させ候段、不念之由申聞
 候処、此段不念之至、申披無御座、誤入候由申候、

辰八月浅草溜メ江入置

但馬国香住村

源 藏

辰歲四十一

申 口

右申候者、去卯二月十一日之夜、久斗山於鉄山、熊谷村治
 右衛門縛殺候儀、其節私出石二罷在候故、様子不在候由申
 之候二付、遂吟味候処、相違無御座候、当夏夜番人与右衛

門招呼候差紙相渡候節、去年九月致病死候段申聞候、乍然、
 疑敷候二付、遂吟味候処、存命二付、今度召出、僉議之上、
 与右衛門申旨を以相尋候処、致病死候段偽申儀者、手代与
 兵衛病氣二付、出牢宿預二罷成候節、与兵衛申聞候者、牢
 内二而僉議之節、夜番人与右衛門義者、去年九月病死仕候
 段申候、与右衛門存命之由申候ハ、定而被呼候僉議可有
 之候、左候而ハ遠路之儀故、日数茂経永引可申与存、病死
 之由申候段、与兵衛申聞候付、指紙遣し候節、与右衛門病
 死之旨偽申之候、於出石僉議之節、与右衛門番人之由可申
 由頼候儀者、平八始、手代共相頼候哉、私儀者曾而相頼不
 申候、其夜之義者不存、平八并手代共申聞候付、御当地江
 罷下候而茂、近頃迄夜番人与右衛門見出シ、声を懸候与存
 罷有候処、僉議之上与右衛門其夜番人二而無之段承候由申
 之候、并治右衛門盗人之由申候者、其節鉄致所持候由承候
 付、盗人与存、其段申候得共、盜鉄買取候哉、又者平八并
 手代共如何様二拵候哉、治右衛門相果候へハ、実否難申由
 申之、将又、八月九日牢内江密書遣候付、其段牢内分訴出
 候、右密書之趣者、於出羽守宅遂吟味候趣、致内通候、此
 儀、手合を以密書遣候哉与遂誣議候処、牢内二存候者茂無

之候得共、不斗下人ニ為持遣候、勿論、江戸宿并手代共江茂不相知、密給物遣候節、差添遣、不調法之至、申披無之由申之、

香住村源藏手代

善 七

辰二月入牢

辰歲三十三

只今宿預ケ

与 兵衛

辰歲五十

再篇吟味之上

申 口

右兩人申候者、去卯二月十一日之夜半頃、座小屋辺ニ何者共不知人^{たふみ}候二付、其夜番人八兵衛見付、何者ニ候哉与咎候得共、返答茂不仕逃行候を、八兵衛追懸ケ、棒ニ而打倒、捕来候、其節私共臥り罷在候得共、起候而出会、様子見候処、平八申候ハ、盗人ニ而候ハ、相果候而茂不苦候間、強縛候様ニ申付候故、八兵衛強縛、階子之子四ツ目辺江足之爪先上り候程、縊付候故、相果申候、私共儀者、其節出合候迄御座候、此節久斗山村庄屋孫左衛門居合、強縛候義

者可致無用之由申候得共、平八申候者、其方構申間敷由ニ而、孫左衛門を突除候得ハ、老人之儀故、倒候由申候、且又、治右衛門銀子致所持候を存、申合、縛殺候ニ而ハ無之哉と、遂僉議候処、曾而左様之儀ニ而ハ無之、勿論、治右衛門銀子等所持不仕由申二付、治右衛門盗人と申証抛有之哉と、数篇相尋候処、盗人と申証抛も無之処、卒示ニ縛殺させ、其上出石役人江も不訴、内証ニ而死骸埋置候段、誤候由申之、將又其夜、番人と右衛門ニ而も無之処、番人之由偽、并存命にて在之候処、致病死候由一同ニ申段相尋候処、与右衛門番人之由偽候儀者、八兵衛手代にて候処、夜番人とハ被申間敷候、与右衛門義者、常々夜廻りをもいたし候二付、其夜番人ニ而、治右衛門を見付ケ声を懸候得ハ、有無之返答も無之逃行候故、大勢出合、打殺候由、出石にて申様ニと、私共一同ニ申合候ニ紛無御座候、病死仕候由偽候儀者、与右衛門輕キ者之儀御座候間、僉議之節、八兵衛縛殺候趣、有体ニ申候ハ、私共難儀可仕与存、相果候段偽、誤入候之由申之候、

香住村源藏手代

宿預ヶ

安左衛門

辰歳三十六

市郎左衛門

辰歳四十八

申 口

右兩人、追而招呼遠味候処、与兵衛、善七申通相違無御座由申之候、

一右平八、孫左衛門手代四人之者共、数篇吟味仕候処、銀子致所持候を存、申合殺候義与者不相聞、盗人与申候二付、右之通之致方与相聞候、

香住村源藏山子

辰八月入牢

与右衛門

病氣二付仙石越前守家来江預

辰歳三十

申 口

右申候者、去卯二月十一日之夜、能谷村治右衛門、鉄山二而縛殺候付、出石二而詮議之節、源藏、平八、八兵衛頼候ハ、八兵衛夜廻りにて治右衛門を見出シ、則八兵衛治右衛門を縛殺候、八兵衛出石江參候而者跡明キ候間、私十一日

之晩夜廻り二而治右衛門を見出し、盗人与声立候処、大勢出会、打殺候由可申候、右之一通り申候へ者、埒明事之由達而頼候付、無是非出石二而右之通申候、私儀輕キ者而委細之訳曾而不存候、所之風聞二茂、八兵衛盗人を捕候由申候、治右衛門義、盗人二而御座候哉、私義曾而存寄無御座候、十一日之夜遅承罷出見申候得共、其節者最早、台所之戸たて人入レ不申候間、様子見不申候、尤、私共夜廻り仕候得共、毎日平八杯繰合申付候、十一日之夜番誰申付候哉、曾而不存候由申之、久斗山鉄山二而源藏新道を作申候以後、昼夜美含能谷辺江用事有之者、罷通候哉と相尋候処、去年中者、用事有之候得者、罷通候、至当春番所を拵、むさと通し不申候由申之候、

治右衛門甥

久斗山村

辰六月入牢

清 三郎

只今宿預

辰歳廿八

巳四月廿六日病死

申 口

右申候者、去卯二月十一日之朝、治右衛門私留守江參、女

房二申候者、治右衛門相智境村六兵衛方江參候由、申聞罷出候、同日暮時分又々參候而、六兵衛方今只今帰候由二付、私申候ハ、及暮候間、泊り候様ニ与申候へハ、參候方有之候間、泊り申聞敷由にて罷出候、然処、翌十二日之朝二方郡竹田村ニ罷在候親類徳左衛門与申者罷越、治右衛門義、

昨夜鉄山ニ而被打殺候由為知候間、早速罷越、様子見候処、

其節最早死骸も埋候付、被打殺候躰も不相見候間、人足共

江様子承候得とも、不存候由申候二付、宿江罷帰、亦々昼

過鉄山江參候得者、治右衛門粹共參、死骸掘出し罷在候故、

手伝仕、死骸平八小屋江持込、盗人与申證拠も無之処、打

殺候段、不得其意候間、兎角可及出訴之由、治右衛門粹共

一同二申之、尤、出右二而吟味之節も被呼出、右之通申旨

申之候、此者も今度治右衛門粹并親類共致出訴候節、一同

二可相願処、相手之者与一所二罷下、吟味之上、右之通申

之、疑敷御座候付、若源藏、平八金銀等を以相頼、馴合候

にてハ無之哉と遂吟味候処、聊左様之義無之候、伯父之仇

二候へハ、如何様ニも意恨晴し度存、心底二者彼是存罷在

候得共、鉄山之者共一領之儀ニ御座候間、源藏一同二罷出

候候様ニ与、地頭分申付候二付、不及違背、相手之方一所

二罷出候、且又、治右衛門鉄山江參候節、銀子等致所持候哉并常々之様子相尋候処、其節銀子等所持仕候哉、曾而其段者不存候、勿論、治右衛門儀、盗など仕躰之者二而ハ無之旨申之候、

久斗山村番太郎

八 兵 衛

辰蔵三十三

申 口

右之者、鉄山之者共方今呼二遣、治右衛門死骸掘埋させ候二付、其節之様子相尋候処、去卯二月十二日朝、源藏手代共方今呼二遣候間、鉄山江參候処、盗人打殺候間、取置候様ニと申二付、如何可致哉と相尋候処、勝手次第仕候様二と申二付、衣類等剥取、股引斗差置、死骸掘埋候、其後熊谷村分大勢参り死骸掘出し、十五、六日頃出石より檢使来、十八、九日頃死骸仕廻候由、此外之様子不存候由、申之、此者、外怪敷儀も相聞不申候、

香住村番太郎

巳四月廿日病死

喜 八

辰歳四十五

申 口

此者儀も、右之節出会候由二付、様子相尋候処、去卯二月十二日、源藏親泰岳、久斗山鉄山ニ而盗人殺候間 罷越、様子見届候様ニと申二付、相越、死骸仕廻候致手伝候迄ニ而、其節之様子不存候旨、申之候、

但馬国二方郡熊谷村

治右衛門悴

長 兵 衛

訴 訟 人

辰歳三十

同断

吉 兵 衛

辰歳十八

同人従弟

加 兵 衛

辰歳五十七

申 口

右三人申候者、治右衛門、去卯二月十一日宿を罷出候節、久斗山村鉄山ニ而買置候鉄、今日參候而、一兩日之内出させ可申候、參次第、濱出し致し候様申置候、其日昼之内者何方江參候哉不存、其外ニ茂調物有之、美含郡、七味郡之方江も參候二付、銀子等致所持候、惣而常々久斗山村近辺ニ而商物諸色買出候、其上久斗山村中ニ而、治右衛門を不存者ハ無御座候、尤、源藏開候鉄山之新道者、美含郡江參候道筋ニ而、昼夜罷通候事御座候、治右衛門義、百姓ニ而御座候処、近頃者悴共ニ任せ、作等者不仕、商斗いたし、盗人杯可仕身上之者ニ而も無御座候、兎哉角盗人之様ニ申成候儀、偽御座候、右之通、相違無之段申之候、於鉄山鉄求、前銀遣し置候由、左候者、證文或帳面等にも可有之旨相尋候処、其日帳面、證文等、治右衛門致所持候間、不相知候由申之候、且又、治右衛門身上向相尋候処、田作高九石余致所持、家内人数九人生三疋持之、治右衛門義者、常々ハ糸綿、小豆、楮等致商売罷在候由申之、

治右衛門相聲

但馬国境村

六 兵衛

辰歳三十五

申 口

右申候者、去卯二月十一日之朝、治右衛門私方江參、旧冬
村二而買置候楮共出呉候様ニ与申、昼食給候而夫分美含江
參、大小豆、楮など調ニ參候、久斗山鉄山二而も鉄ニ駄買
置、四、五日之内出候様申候得共、未出候間、是江も參候
由申、罷帰候、被打殺候段ハ、同十二日朝久斗山弥右衛門
与申者方分、為知申候ニ付、早速鉄山江罷越候処、治右衛
門恠共江出会、一同ニ罷越候得者、最早死骸掘埋候ニ付、
名主孫左衛門、手代与兵衛ニ断、掘出させ、平八台所ニ入
置、手代共江預ケ申候、平八義者香住村江帰候由二而、出
会不申候、死骸之様子及見候躰、衣類等剥取候得者、物取
之様に被存候、且又、源藏拵候新道之儀者、昼夜断に不及
罷通候事ニ御座候、尤、治右衛門義、盗人杯可仕者ニ無之
由申之、

治右衛門親類

但馬国竹田村

「人殺出入」の裁判記録（大平）

徳左衛門

辰歳廿三

申 口

右申候者、久斗山村宇兵衛与申者所宿ニいたし、鉄山江日
雇ニ參、罷在候之処、去卯二月十一日、夜臥り罷在候得者、
騒敷御座候ニ付、様子承候処、熊谷村治右衛門を打殺候之
由申ニ付、治右衛門義、親類之儀ニ御座候間、可罷出由申
候へハ、宇兵衛母申候者、夜中むさと出し申儀ハ、不罷成
候間、夜明ケ、平八江断參候様ニ与、押留候ニ付、無是非
不罷出、夜明ケ、山肝奠安右衛門与申手代江、夜前治右衛
門被打殺候由承候、親類ニ茂候間、今日斗暇呉候様ニ申候
得共、承引不仕候間、申捨ニ仕、熊谷江參、治右衛門恠共
江為知申候、右之通ニ御座候間、其節之様子不存、治右衛
門死骸等も見江不申候由、申之候、
双方方申口、右之通御座候、

〔四〕奉行の伺い

一久斗山鉄山新道之儀、鉄山之者共江相尋候処、新道故往環

之者罷通候節者、小屋江致断相通候由申之候得共、再篇吟味之上、道茂有之候得者、断無之候者決而罷通間敷義与ハ難申旨申候、其上、至当春右之道江新規ニ番所等拵候由申候、然者、去年中者往還茂いたし候儀与相間候へハ、治右衛門鉄山江用事無之候共、罷通間敷義与難極候、

一 治右衛門盗人与申儀、右申口之通、證抛無御座候、銀子致所持候与申儀者、其日外江茂罷越候由二候へハ、商売人之事ニ候間、外ニ而銀子遣候段茂難斗候、又者悴共申掛ケニ而御座候哉、是以難決儀ニ候得共、治右衛門、八兵衛相果候故、吟味之手懸り無御座候、

辰九月

但馬国美含郡香住村

久斗山鉄山師

源 藏

〔五〕老中の指令

右之通、段々詮議之上、右一卷書付を以相伺候処、左之通御仕置可申渡旨、御老中被仰間候付、銘々申渡、

但馬国久斗山村

鉄山師

源藏弟

右之者、去々卯年二月於久斗山鉄山、熊谷村治右衛門を盗人之由ニ而、源藏手代八兵衛縛殺候付、可為解死人之処、令牢死ニ付、死骸取捨候、其方其節差図之致方段々不屈之上、治右衛門死骸之儀、地頭役人江も不申届、隠候而掘埋、且又治右衛門為盗人證抛無之処、盗人之由申争偽申之、重々不屈之至候、依之、遠流申付者也、

右者、去々卯年於久斗山鉄山、熊谷村治右衛門を縛殺候御、其方右之場所ニ不届合、様子不存候得共、吟味之節、手代与右衛門存命ニ有之候処、致病死候由偽之、其上牢内平八方江密書遣之、重々不屈之仕形ニ付、追放之重科ニ申付者也、

同国同郡同村

源藏手代

善 七

与 兵衛

一郎左衛門

安左衛門

同人山子

与右衛門

久斗山番太郎

八 兵衛

右六人吟味相濟、在所江差戻者也

但馬国二方郡熊谷村

治右衛門粹

長 兵衛

同

吉 兵衛

同人從弟

加 兵衛

同所大庄屋

与 市

堀村治右衛門相智

六 兵衛

竹田村同人從弟

徳左衛門

右治右衛門相果候付、依願遂吟味候処、源藏手代八兵衛儀、治右衛門殺候段致白状二付、可為解死人処、令牢死候間、死骸取捨候、平八義、楚忽之致形二付、遠流二行候、其旨を存、在所江可帰者也、

閏五月廿五日

〔六〕終結文言

右之通令落着、平八儀者牢内江相返シ、源藏江評定所今直ニ令追放、御構之場所書付相渡、勿論、御構之場所徘徊仕間鋪旨、證文申付、取上置、但、目安返答書継合、裏判消遣ス、吟味一卷之書物等者、出羽守方ニ有之、

〔付記〕 本稿は、平成二七～二九年度科学研究費助成金（基盤研究(C)、課題番号一五K〇三〇九三）にもとづく研究成果の一部である。